

令和4年 北秋田市農業委員会 第11回総会

1. 開催日時 令和4年11月15日（火） 午後1時30分から

2. 開催場所 北秋田市役所本庁舎 大会議室

3. 出席委員（32名）

2番 長 岐 正	3番 長 崎 成 人	4番 佐 藤 政 信
5番 成 田 博 幸	7番 武 石 修 一	8番 伊 東 誠 子
9番 三 澤 敏 行	10番 杉 渕 光 則	11番 佐 藤 利 子
12番 宮 腰 文 義	13番 齊 藤 富美雄	14番 佐 藤 稔
15番 佐 藤 邦 久	16番 木 村 正 彦	17番 藤 島 喜美男
19番 金 俊 英	21番 近 藤 裕 太	22番 檜 森 正
23番 土濃塚 謙一郎	24番 佐 藤 茂 延	25番 伊 藤 鶴 一
26番 三 沢 博 隆	27番 鈴 木 豊	28番 簾 内 豊
29番 中 嶋 力 藏	30番 堀 部 聡	31番 佐 藤 篤 史
32番 松 橋 利 彦	33番 三 浦 和 憲	34番 金 田 悦 子
36番 長 岐 一 志	37番 後 藤 久 美	

4. 欠席委員（4名）

1番 若 松 一 幸	6番 澤 藤 匠	18番 堀 部 栄 一
20番 武 田 響 一		

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第 1号	会務報告
第 2	報告第 2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
第 3	議案第46号	非農地証明交付申請の承認について
第 4	議案第47号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 5	議案第48号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 出席した事務局職員

主査 佐藤 裕 和 主査 疋田 憲 匡

8. 議事録署名委員

25番 伊藤 鶴 一 27番 鈴木 豊

9. 会議の概要

事務局	<p>総会前に報告がございます。事務局長が所用により本日欠席となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、只今より令和4年 北秋田市農業委員会 第11回総会を開会いたします。</p> <p>始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。1番若松一幸委員、6番澤藤匠委員、18番堀部栄一委員、20番武田響一委員の4名でございます。委員総数36名中、32名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
会 長	会長あいさつ（ 省略 ）
議 長	<p>それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>議事録署名委員は当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議 長	<p>異議なしと認め当職より指名いたします。</p> <p>議席番号25番伊藤鶴一委員、27番鈴木豊委員にお願いいたします。</p> <p>それでは案件に入ります。「報告第1号会務報告」を事務局より願います。</p>
事務局	<p>議案書2ページをお開きください。</p> <p>報告第1号 令和4年10月分会務報告。</p>

(令和4年10月分会務を報告)

議長 会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

議長 次に報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをお開きください。
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について。
農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。
令和4年11月15日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号1番を朗読)

以下、4ページの受付番号2番まで、合計面積17,007㎡となります。

議長 報告第2号につきまして事務局より説明が終わりました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、次に進みます。
議案第46号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをお開きください。
議案第46号非農地証明交付申請の承認について。
次の土地について、農地法第2条第1項の「農地」以外の土地である証明申請があったので審議を求めます。
令和4年11月15日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号1番を朗読)

以下、6ページの受付番号2番まで、合計面積8,517㎡となります。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

受付番号1番は議席番号25番伊藤鶴一委員、受付番号2番は議席番号27番鈴木豊委員にそれぞれお願いいたします。

25番

25番の伊藤です。受付番号1番を報告させていただきます。

調査日は11月7日、調査員は26番三沢博隆委員、27番鈴木豊委員と私、事務局から佐藤主査、疋田主査の計5名で行いました。

受付番号の1番は資料7ページから9ページになります。

8ページを見てください。また別添資料1を併せてご覧ください。

申請地は米代児童公園から500m程米代川方向に向かい、鷹巣橋から300m程手前の市街地の中にありました。遠藤クリニックの5軒程手前にあり、当該地の間口には単管の柵が設置されており、不特定の者が進入できないような措置がなされておりました。立会人から、市街地の中にあるため今後農地として活用できる見込みがなく、財産の整理をするためにも非農地にしたいと説明がありました。当該農地は、住宅地の中にありながらしっかり維持管理されておりましたが、間口手前が宅地でその奥が接道していない当該農地となっております。事務局からは非農地判断マニュアルの中で新たに示された判断基準例にある「周辺の開発により、農業用機械が当該農地に至ることが困難なもの」に該当する旨の説明がありました。非農地証明申請で扱うのが初めてのケースとなるため、みんなで判断したいと思います。以上です。

27番

27番の鈴木です。受付番号2番を報告させていただきます。

調査日と調査員は先程、伊藤委員が報告したものと同様です。

受付番号の2番は資料10ページから16ページになります。

11ページの1番を見てください。

申請地は桃栄集落から鶴田集落に向かう道路を200m程進んだところの道路沿いにありました。立会人から、40年程前から耕作していなかったと説明がありました。当該農地は、人の背丈以上の雑木が密集しており、森林化しておりました。

続いて2番を見てください。

申請地は桃栄集落から南へ900m程の位置にある畑と隣接する杉林の

中にありました。立会人から、先程と同様に 40 年程前から耕作していなかったと説明がありました。当該農地は、周囲を含め非常に背の高い杉林となっておりました。

続いて、資料 14 ページの 3 番を見てください。

申請地は道城集落から南へ 250m 程の位置で、田んぼから一段高くなっている林の中にありました。立会人から、先程と同様に 40 年程前から耕作していなかったと説明がありました。当該農地は、周囲を含め非常に背の高い杉林となっておりました。

続いて、4 番を見てください。

申請地は道城集落のはずれにあり、内陸線の線路を超えた場所にありました。立会人から、先程と同様に 40 年程前から耕作していなかったと説明がありました。当該農地は、周囲を含め非常に背の高い森林となっておりました。

調査の結果、いずれも農地として利用することは困難であると見受けられました。以上です。

議 長 議案第 46 号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

26 番 26 番の三沢（博）です。私も現地調査させていただきました。長年農業委員をやっていますが初めてのケースです。例えば 3 反歩程の大きな農地の場合で使用するコンバイン等が進入できないなどの理由であれば理解できるが、今回の規模であれば使用する耕運機等が進入するスペースは十分あると考えます。非農地の理由は農業機械の進入が困難のためとありますが、こういう申請は私も含め 3 人とも簡単には認められないという意見です。

議 長 事務局からこのあと説明があると思いますが、その前に私から若干聞いた限りでお話しさせていただきます。9 ページの図面を見ると、道路に面している部分が宅地であります。そして、両隣も宅地となっており、今出されている問題は、その宅地の奥にあるところが畑になっており、これを非農地にしたいということでした。草刈り等の管理が十分なされている畑ですが、もし宅地を他者に売買した場合、畑へ至るにはどうするのかということもあります。この場合、将来的には農地のまま残ってし

もう可能性があります。

事務局

コンバイン等ではなく、耕運機等であれば進入可能ではないかというご指摘ですが、先に資料1について説明させていただきます。周辺の開発によって農業機械での侵入や作業が困難なものの意味合いとしましては、耕起から収穫まで使用する様々な機械一式ということと、この場所で農業機械を使用して作業した場合に周辺の住宅からの苦情が懸念されること、また、所有者が異なった場合、宅地を通るために許可等が必要となるなど、総合的に判断したところです。

25番

25番の伊藤です。宅地の所有も同じ人なので、事務局の説明であった宅地だけ売ったという場合は、申請地は今の所有者のままで、今以上に管理が難しくなると思います。色々な利用の中で一体的な利用を考えなければならぬと思います。今の段階で農業機械が入れないというだけの判断なのか、それとも、今後の土地利用に目的があつての判断なのでしょう。もし、非農地になっても、草刈り等の管理が行き届かず周辺に迷惑をかけては同じことではないでしょうか。

議長

暫時休憩いたします。

(自由討論)

議長

休憩以前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中にも話し合われましたが、申請地の周辺は市街化が進んでおり、農地として継続利用は困難な中で、土地を荒廃させないためにも宅地として隣接の土地と一体で管理し活用するのがいいのではないかとということになりました。

その他ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第46号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。
次に、議案第 47 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 17 ページをお開きください。
議案第 47 号農地法第 3 条の規定による許可申請について。
農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めらる。
令和 4 年 11 月 15 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号 1 番を朗読)

以上、1 件、合計面積 1,734 m²となります。
なお、この件につきましては、別添資料 2 の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。
ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。
議席番号 26 番三沢博隆委員からお願いいたします。

26 番 26 番の三沢（博）です。受付番号 1 番を報告させていただきます。
調査日と調査員は先程伊藤委員が報告したものと同様です。
受付番号の 1 番は資料 18 ページから 20 ページになります。
19 ページを見てください。

申請地は旧森吉町の桂瀬集落の南側入り口のすぐ下にありました。農作物の作付けの形跡はありませんでしたけれども、草刈り等の管理はされておりましたので、何ら問題ないと思われました。以上です。

議長 議案第 47 号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第 47 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。
次に、議案第 48 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 21 ページをお開きください。
議案第 48 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和 4 年 11 月 15 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

今回は全て一括方式についてです。

(受付番号 1 番を朗読)

以下、受付番号 2 番まで、合計面積 24,447 m²となります。

なお、議案第 48 号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 議案第 48 号につきまして事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

2 4 番 24 番の佐藤（茂）です。受付番号 2 番について、畑に何を作付する予定か把握していればお知らせください。

事務局 把握しておりません。

議 長 その他ご質問ご意見等ございませんか。

 (なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第 48 号について原案通り決することにご異議ございませんか。

 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。
以上で本日の提出議案の審議は全て終了いたしました。
これをもちまして 11 月の定例総会を閉会します。